

経済安全保障ワーキンググループ（第1回） 事務局説明資料

提案募集の概要及び結果について

— 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 論点整理（案）に対する提案募集 —

2024年2月14日

事務局

- 情報通信審議会「通信政策特別委員会」の議論を深めるため、令和5年12月28日（木）～令和6年1月22日（月）までの間、以下の検討事項について、提案募集を実施。29件の意見が提出。

◆ 提案募集の対象

1. 通信政策として確保すべき事項
 1. 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）
 2. 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
 3. 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
 4. 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）
2. NTTの経営面で確保すべき事項

◆ 提案募集の結果

		件数	提出者
法人 又は 団体 21件	電気通信事業者	13件	アルテリア・ネットワークス株式会社、株式会社エネコム、株式会社STNet、株式会社オプテージ、関西ブロードバンド株式会社、株式会社QTnet、KDDI株式会社、JCOM株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社トークネット、日本電信電話株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北海道総合通信網株式会社
	業界団体	3件	一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
	経済団体	1件	一般社団法人新経済連盟
	自治体	3件	愛知県、高知県、長崎県
	消費者団体等	1件	一般社団法人全国消費者団体連絡会
個人		8件	
合計		29件	

- 提案募集の対象とした検討事項は以下のとおり。

今後更に検討を深めていくべき事項

1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）
 - 【論点1】ユニバーサルサービスの基本的考え方
 - 【論点2】電話のユニバーサルサービス
 - 【論点3】ブロードバンドのユニバーサルサービス
 - 【論点4】NTT東西の自己設備設置要件
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
 - 【論点5】NTT東西の業務範囲（本来業務）
 - 【論点6】NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務
 - 【論点7】NTTのグループ経営における公正競争環境の確保
 - 【論点8】電気通信事業法における競争ルールの在り方
 - 【論点9】ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方
- ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
 - 【論点10】我が国の情報通信産業の国際競争力の強化
- ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）
 - 【論点11】外資規制
 - 【論点12】外国人役員規制

2. NTTの経営面で確保すべき事項

- 【論点13】政府の株式保有義務
- 【論点14】各種認可事項等

主な意見

(論点11-1 NTTに対する個別審査と総量規制)

- NTTが保有する通信・電力用の電柱・とう道等は、施設設置負担金で整備された国民の共有財産として公的な性格を持つ資産と考えられ、外資による取得には一定の制限が課されるべきであり、「他の主要事業者に比べて、外資から保護することが特に必要との考え方もある」とする点に賛同。
(CATV連盟)
- NTT東西が独占的に保有する特別な資産は、我が国のあらゆる電気通信サービスが依存せざるを得ないものであり、外資による買収や出資等の影響が大きいため、NTT法により個別に課されている総量規制は今後も継続すべき。(ソフトバンク)

(論点11-2 NTT以外の主要事業者に対する規制)

- モバイルユーザーの顧客情報管理システム等は、各モバイル事業者が保有管理しており、経済安全保障の観点からは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外為法に限らず、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべき。(NTT)
- 外資規制をNTT持株以外に課すことは、外国人投資家からの投資を縮減しうるため反対。(ソフトバンク)
- 公益的な事業を行う電気通信事業者に対して、広く安全保障に係る規律を課す必要性は理解できるが、NTT東西の保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」は、特に重要性の高い社会基盤であり、それらの保護は別格で扱われるべき。(KDDI)

主な意見

(論点12-1 NTTに対する規制)

- 外国人役員規制について、第一次答申案において「緩和することが適当」とされたことは、当社の機動的な経営に資する。(NTT)
- 今後、外国人役員規制の更なる緩和や撤廃に向けて議論を進める際には、当該規制が外資規制（総量規制）の緩和と併せて設けられたものであることなどを踏まえ、外資規制の在り方と併せて検討すべき。(NTT)
- 第一次答申案の内容を踏まえた外国人役員規制の緩和による影響を検証することが必要。更なる緩和や撤廃については、NTTが外資にコントロールされ、国民の財産である「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を譲渡するおそれもあるため、慎重な検討が必要。(KDDI)
- 日本の通信の根幹を担うNTTは日本のインフラや国民生活を守り切る意思を確実に有する当事者意識を持った人物により経営されるべきであり、引き続き一定の外国人役員規制を課すことが必要。(ソフトバンク)
- 外国人役員を設定することによる通信インフラ関係の機微情報漏洩等に留意すべき。(個人)

(論点12-2 NTT以外の主要事業者に対する規制)

- 我が国の経済安全保障の観点から、当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象に、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討することが必要。(NTT)
- NTTが保有する重要性の高い社会基盤の（外資からの）保護は別格で扱われるべき。(KDDI)
- その他の主要通信事業者に外国人役員規制をかけることは、グローバル化の進展を踏まえてNTTの外国人役員規制を一部緩和する方針と逆行するものであり、日本の電気通信事業分野全体にグローバルな視点を取り込むことができなくなるため、不適切。(ソフトバンク)